

荒尾市民病院院内テレビシステム設置運營業務仕様書

本仕様書は、荒尾市民病院における院内テレビシステム設置運營業務の委託内容、基準等について、必要な事項を規定したものである。

■ 業務の目的

荒尾市民病院において、各病室に設置するテレビシステム一式（床頭台、テレビ）を設置及びその整備管理を実施し、入院患者の療養環境の充実及びサービスの向上を図る。

■ 審査基準

テレビシステム設置運營業務事業者の選定に当たっては、当該事業の実施に対し、下記の仕様を満たし、適正に運用できるかを判断するものとする。

1. 基本事項

- (1) 安定かつ継続的に当該事業を推進できる体制が取れ、事業の開始に当たっては遅滞なく運営準備を進め、平成30年4月1日から適正に事業を開始できること。
- (2) 安全を確保し、利用者へのサービスを向上できること。
- (3) 病院職員が本来業務に専念でき、信頼を確保できること。

2. テレビについて

- (1) 一般病室用 19型液晶テレビ・・・242台
- (2) 特室用 19型液晶テレビ（イヤホンなしで視聴可能）・・・14台
- (3) テレビ及びリモコンは、故障等のトラブルが発生した際に、部品を容易にかつ継続的に入手可能な国内メーカーのものであること。
- (4) 床頭台にアーム式の固定具を使用し、角度調整が可能なこと。
- (5) BSデジタル放送および地デジデータ放送受信可能とすること。
- (6) リモコンはワイヤレスとし、操作が容易なこと。また、同じ病室の他のテレビのリモコン操作によって同調をきたさないものとする。
- (7) 予備として院内に10台程度準備すること。
- (8) 契約6年未満の再利用可能な物品は利用可能とする。

3. 床頭台について

- (1) 床頭台のサイズは、概ね幅45cm、奥行45cm、高さ85cm(キャスター含む)程度のものとする。
- (2) テレビの角度調整ができるアームなどにより固定できるものとする。
- (3) カードタイマーが取り付けされ、利用状況がわかるようなシステムにすること。
- (4) 鍵付の引き出し式を備えること。なお、鍵等の紛失時は無償で対応すること。
- (5) 床頭台の左右側面にタオル掛けを備えること。
- (6) 杖を掛けることができる構造であることが望ましい。
- (7) 移動時や保管時の配線収納を考慮する、転倒防止や角に丸みを持たせる等、安全面に配慮した 設

計・構造であること。

(8) 4輪キャスター付で走行性が良く、ストッパー機能を有したものとすること。

(9) 予備として院内に10台程度準備すること。

(10) 契約6年未満の再利用可能な物品は利用可能とする。ただし、引き出し内部の汚れ等がひどい場合は取り替えること。

4. テレビカード販売機について

(1) テレビカード販売機は、各病棟に1台ずつ計6台設置すること。

(2) 床への据置型とし、転倒防止かつ防犯上必要な措置をとること。

(3) 車イスを利用される方が利用可能な設計、サイズのものであること。

概ね幅25cm、奥行27cm、高さ112cm程度のもものとすること。

(4) テレビカードは、1枚1,000円で販売すること（消費税等を含む）。

(5) テレビカード1枚で20時間以上視聴できるものとすること。また、販売機には視聴時間や度数の表示をすること。

(6) カード切れ又はトラブル発生時に対応する連絡先を明記すること。

5. 精算機について

(1) 精算機は、外来待合ホールに1台設置すること。

(2) 床への据置型とし、転倒防止かつ防犯上必要な措置をとること。

(3) 車イスを利用される方が利用可能な設計、サイズのものであること。

概ね幅38cm、奥行33cm、高さ112cm程度のもものとすること。

(4) 払い戻し手数料は無料とし、10円単位の払い戻しが可能であること。また、未使用のカードでも手数料を取らずに全て精算すること。

(5) つり銭切れ又はトラブル発生時に対応する連絡先を明記すること。

6. 管理手数料について

(1) 管理手数料については、1ヶ月の間のテレビカード売上額の検収・精算を行い、毎月1回管理手数料を納付すること。また、検収・精算については、精算金額を証明する書類及び報告書を作成し、病院担当者へ提出すること。

7. 行政財産使用料について

(1) 行政財産使用料については、荒尾市行政財産使用料条例に基づき支払うものとする。使用料の額については、次の算出方法により算出した額に消費税相当額を加算した額とする。

(2) 対象は、テレビカード販売機6台及び精算機1台とする。

《使用料の額》

使用する面積1平方メートル当たり11,429円（年額）。ただし、使用する面積に1平方メートル未満の端数が生じたときは、その使用する面積を1平方メートルとする。

8. 保守管理体制について

- (1) 設置した機器に故障等が発生した場合は、当日対応・修理を行うこと。但し、時間外は翌日、土・日曜日は月曜日、祝日は翌日までに対応・修理を行うこと。
- (2) テレビカード販売機、精算機の故障等により金銭的なトラブルが発生し、原因が明らかとならず責任の所在が不明な場合、誠実な対応をとること。

■ 施設概要

1. 許可病床数 274床

一般病床 270床(うち休床15床、ドック宿泊室3床)

感染症病床 4床(2種4床)

2. 診療科目

内科、外科、産婦人科、小児科、整形外科、脊椎外科、循環器内科、リハビリテーション科、麻酔科、呼吸器内科、皮膚科、泌尿器科、脳神経外科、神経内科、消化器内科、形成外科、血液内科、代謝・内分泌内科、腎臓内科、疼痛緩和内科、救急科、病理診断科、放射線治療科、画像診断・治療科

3. 施設概要

南棟:地下1階 地上4階 中央病棟:地上4階 北病棟:地上3階

4. 一日平均患者数 (平成28年度) ・入院 217人 ・外来 370人

5. 病床利用率 (平成28年度) 84.7%(感染症病床を除く)

6. テレビカード売上実績(平成28年度)

売上額 12,241,000円 精算額 788,690円 差引売上額 11,452,310円

以上